

677

特255

997

50

時局下に於ける敬神奉公の實踐

敬神奉公會



始



38
3

冊 255
997

目次

神勅・勅語



一、天壤	無窮ノ神勅
一、神籬	磐境ノ神勅
一、寶鏡	奉齋ノ神勅
一、侍殿	爲護ノ神勅
一、齋庭	之穂ノ神勅

一、神武天皇御即位ノ大詔

一、教育ニ關スル勅語

一、第七十二回帝國議會開院式ニ方リ賜リタル勅語

一、支那事變一周年ニ方リ賜リタル勅語



時局下に於ける敬神奉公の實踐

一、時局の眞意義と國民奉公の覺悟……………	一
二、敬神行事の實踐……………	八
神宮の御事……………	八
皇室の御事……………	九
靖國の御祀……………	一〇
一般神社殊に氏神の御祀……………	一二
氏子崇敬者……………	一三
學校青年團等教育機關に於ける敬神……………	一四
工場鑛山會社商店其の他の職場に於ける敬神……………	一五
家庭の敬神……………	一六

神 勅

勅 語

天壤無窮ノ神勅

葦原ノ千五百秋ノ瑞穂國ハ是レ吾ガ子孫ノ王タルベキ地ナリ宜シク爾皇孫就テ治ラセ行
クマセ寶祚ノ隆エマサムコト當ニ天壤ト窮リナカルベシ

神籬磐境ノ神勅

吾^{ワレ}ハ則^{スナハ}チ天津神籬^{アマツヒメノミヤ}及^オビ天津磐境^{アマツイハサカ}ヲ起樹^{オコシメ}テ當^{マサ}ニ吾孫^{スミマ}ノ爲^{タメ}ニ齋奉^{イハヒマツ}ラム汝^{イマシ}天兒^{アマノコヤネノミコト}屋命^{ミヤノミコト}太玉^{フトタマノミコト}命^{ノミコト}
宜^{ヨシ}シク天津神籬^{アマツヒメノミヤ}ヲ持^タチテ葦原^{アシハラ}中國^{ナカツクニ}ニ降^クリテ亦^{マダ}吾孫^{スミマ}ノ爲^{タメ}ニ齋^{イハ}ヒ奉^{マツ}レ

寶鏡奉齋ノ神勅

吾^アガ兒^コ此^コノ寶^{タカラ}鏡^ノヲ視^ミマサムコト當^{マサ}ニ吾^{ワレ}ヲ視^ミルガゴトクスベシ與^{トモ}ニ床^{ユカ}ヲ同^{オナ}ジクシ殿^{ミヤサカ}ヲ共^{ヒトツ}
ニシテ齋^{イハヒ}鏡^ノト爲^{ナリ}スベシ

侍殿爲護ノ神勅

惟クハ爾イマシノケハシラノカミ二神マモオナモ亦同ジク殿ノ内ニ侍ヒテ善ク防ホヒホマモルコト護ヲ爲セ

齋庭之穗ノ神勅

吾^アガ^{タカ}高^{アラ}天^ニ原^ニ所^{キヨシメ}御^{スユニハ}齋^{イナ}庭^ホノ^ホ穗^ヲ以^テ吾^アガ^ミ兒^ニ御^{マカ}セ^{マツ}ル^{ベシ}

神武天皇御即位ノ大詔

我東征ヨリ茲ニ六年ニナリ又皇天ノ威ヲ頼リテ凶徒戮サレヌ邊土未ダ清マラズ餘
妖尙梗ト雖ドモ中洲之地復風塵ナシ誠ニ宜シク皇都ヲ恢廓大壯ヲ規幕ルベシ而シテ今
運此ノ屯蒙ニ屬ヒ民ノ心朴素ナリ巢ニ棲ミ穴ニ住ム習俗惟常トナレリ夫レ大人ノ制ヲ
立ツル義必ズ時ニ隨フ苟クモ民ニ利アラバ何ゾ聖造ニ妨ム且當ニ山林ヲ披キ拂ヒ宮室
ヲ經營リテ恭ミテ寶位ニ臨ミ以テ元々々ヲ鎮ムベシ上ハ即チ乾靈國ヲ授ケタマヒシ
ニ答ヘ下ハ則チ皇孫正ヲ養ヒタマヒシ心ヲ弘メム然ル後ニ六合ヲ兼ネテ以テ都ヲ開キ
八紘ヲ掩ヒテ宇ト爲ムコト亦可ラズヤ夫ノ畝傍山ノ東南樞原ノ地ヲ觀レバ蓋シ國ノ塊
區乎治ル可シ

教育ニ關スル勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ成其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

第七十二回帝國議會開院式ニ方リ賜リタル勅語

朕茲ニ帝國議會開院ノ式ヲ行ヒ貴族院及衆議院ノ各員ニ告ク
帝國ト中華民國トノ提攜協力ニ依リ東亞ノ安定ヲ確保シ以テ共榮ノ實ヲ舉クルハ是レ朕カ
夙夜軫念措カサル所ナリ中華民國深ク帝國ノ眞意ヲ解セス濫ニ事ヲ構ヘ遂ニ今次ノ事變ヲ
見ルニ至ル朕之ヲ憾トス今ヤ朕カ軍人ハ百艱ヲ排シテ其ノ忠勇ヲ致シツツアリ是レ一ニ中
華民國ノ反省ヲ促シ速ニ東亞ノ平和ヲ確立セムトスルニ外ナラス
朕ハ帝國臣民カ今日ノ時局ニ鑑ミ忠誠公ニ奉シ和協心ヲ一ニシ贊襄以テ所期ノ目的ヲ達成
セムコトヲ望ム
朕ハ國務大臣ニ命シテ特ニ時局ニ關シ緊急ナル追加豫算案及法律案ヲ帝國議會ニ提出セシ
ム卿等克ク朕カ意ヲ體シ和衷協贊ノ任ヲ竭サムコトヲ努メヨ

支那事變一周年ニ方リ賜リタル勅語

今次事變ノ勃發以來茲ニ一年朕ガ勇武ナル將兵果敢力闘戦局其ノ歩ヲ進メ朕ガ忠良ナル臣民協心戮力銃後其ノ備ヲ固クセルハ朕ノ深ク嘉尚スル所ナリ

惟フニ今ニシテ積年ノ禍根ヲ斷ツニ非ズムバ東亞ノ安定永久ニ得テ望ムベカラズ日支ノ提携ヲ堅クシ以テ共榮ノ實ヲ舉ゲルハ是レ洵ニ世界平和ノ確立ニ寄與スル所以ナリ

官民愈々其ノ本分ヲ盡シ艱難ヲ排シ困苦ニ堪ヘ益々國家ノ總力ヲ舉ゲテ此ノ世局ニ處シ速ニ所期ノ目的ヲ達成セムコトヲ期セヨ

時局下に於ける敬神奉公の實踐

一、時局の眞意義と國民奉公の覺悟

現下未曾有の重大なる時局に際會して克く 聖旨を奉戴し國民奉公の本分を盡さむが爲には吾等は須らく先づ此の時局の眞の意義を徹底體認すると共に、敬神尊皇の至誠を效し億兆一心、其の銃を執つて前線に戰ふと又家郷に在りて銃後の護に任ずるとに論なく齊しく渾身の力を捧げて勉め勵まねばならぬ。

敬神尊皇の赤誠は日本國民居常奉公の根本であると共に時艱解決の第一要諦である。此の赤誠を捧ぐることによりて如何なる難局と雖とも必ず之を打破して正しき解決を齎らし得べきと共に、苟くも此の誠に於て缺くる所あらば假令如何なる妙案奇策ありとも將又如何に強力なる権力統制の加へらるゝありとも到底此の天壤無窮の神國に仕へて曠

古の非常時局に奉公の實を擧げ得むこと思ひも及ばぬ次第である。俗心凡慮常に過つことのみ多き吾等も神に額き大君の御稜威を畏み奉ることに依りてのみ己れの謬を匡して御國に報い奉ることを得るのである。

惟ふに今次の事變は我國に取つて未曾有の重大事なると共に世界歴史の上に於ても蓋し從來類例を見ざる重大轉機たるものなりと言はねばならぬ。即ち我等は此の事變に依り單に支那に對してのみならず普く世界の各邦各民族に向つて皇祖肇國の聖旨を奉じ、皇國の眞使命を宇内に顯揚し、八紘を掩ひて宇と爲すの聖業を翼賛し奉るべき一大段階を履み出せるものなることを肝に銘じて深く覺悟せねばならぬ。天孫の御降臨、神武の御東遷、三韓の御戰より近く日清日露の兩戰役、日韓の合邦、滿洲の建國を経て今次の支那事變に及べる國史の成跡につき深思するとき吾等日本國民は此の時局が開闢の始より一貫して天壤と共に窮る所なき寶祚の御榮の必然の發展として現はれ來れるものなることを感悟せざるを得ぬ次第である。

我國體の本義に立つて靜思するとき所謂現代の文化は政治、外交、經濟、産業、教育等多く功利の根柢の上に築かれたものなることを知り得るのである。利を以て結ばるゝものは必ず又利を以て壞えざるを得ぬ。到底無窮の繁榮を庶幾することは出來難いのである。現に此の種の諸機構は世界各邦に亘つて將に崩壞の危機に瀕せんとし、列強雄邦は齊しく全力を盡して此の危局の解決に努めつゝあるが未だ眞に安んずるに足るの方途を確立し得たものはないのである。吾等が今日を以て世界人類の歴史あつて以來の重大轉機なりとする所以は實に此の點に係るのである。此の世界的危局に處し克く過を匡して正を現はし國の内外に亘つて恒久の平和と繁榮とを齎らし得るものは獨り我が肇國の大精神たる至高至仁の大道を顯揚するあるのみである。日本民族發展の國初以來の歴史は明かに此の大道履踐の成跡である。近く朝鮮臺灣の統治も滿洲帝國の建設も其の成果に於て明かにこれまで歐米列強の行ひ來れる功利搾取の所謂殖民政策とは其の選を異にする大慈悲業たることを示して居る。

日本天皇の現はさせ給ふ此の限なき御慈の大精神によりてのみ現代の文化に伴ひ起れる各種利害の衝突、階級の闘争、國際間の禍亂等は悉く雲散霧消してそこに光風霽月永へに窮る所なき恒久の平和と繁榮とを現じ得るのである。今次の事變は實に此の至大の聖業の達成に向つて其の歩武を進めつゝあるものなることを本質とするのであつて即ち神武天皇の仰せ給へる八紘を掩ひて宇と爲すの御誓に添ひ奉る所以の一大道程である。

現下時局の此の本質を確認し吾等國民一つ心となつて奉公の誠を效すことに依り此の度下し賜へる優渥なる御勅語に仰せらるゝ如く、積年の禍根を斷つて東亞の安定を確保し、日支の提携を堅くして共榮の實を擧げ、牽いて世界恒久平和の實現に寄與するの大目的を達成し、以て聖明に對へ奉ることを得るのである。

併しながら今次の事變が斯の如き重大なる意義を有する聖業たる所以は相手方支那は言ふに及ばず世界各邦の人々の容易に之を納得理解し得まじきことをも吾等は豫め覺悟せねばならぬ。それは夫等諸邦のこれまで經來りたる道とは洵に天地霄壤の差ある宏遠

深奥の大道によつてあるものであるからである。彼等も亦口には之に類するが如き言説を爲したことも屢々あつたであらうが、吾等をして言はしむればそれは彼等の國家としての又民族としての實踐行動の跡とは必ずしも一致せざるやの感を禁じ得ぬものがあるかと思はれる。されば彼等が自己の心境を以て我が行ふ所を付度して此の事變を侵略戦なりと考ふることは洵に憐むべき誤解ではあるけれども彼等として當分の間我が眞意を知り難かるべきは蓋し止むを得ぬところであらう。之を知らしめ彼等をして我が大道に悦服隨順せしめんが爲には吾等自身の奉公に依る實踐を以て知らしむるの外に途はないのである。決して單なる口舌の問題ではない。されば徒らに我に領土的野心なしといふが如き辯明を繰返すが如き事は何等の益なきのみならず却つて彼の誤解を深からしむるの虞なきを保し難いかと思ふ。

今日に於ては吾等は聖旨を奉戴し神意を畏み總力を擧げて勇往邁進一意此の大業の達成を翼賛し奉ることによつてのみ始めて世界の迷蒙を啓き神國日本の御光を宇内に顯揚

することを得るのである。

此の窮極の大目的を達成し得るも又得ざるもそれは一に繋つて昭和聖世に生を忝うする吾等國民一人一人の毎日毎時の奉公の上に存する次第である。國民何人と雖ども此の奉公の務に於て怠る所あつてはならぬと共に何人も此の光榮ある務に當り得ぬ者はない筈である。吾等の日常そのものを措いては奉公の途はあり得ぬ。而して此の務を履み行ふ上に於て謬なきを期せむが爲には我國體の基を成す敬神尊皇の大義を心に體し身に行ふ以外他に據るべきの道はないのである。

吾等の同胞たる皇軍の將士は事變勃發以來既に一年間に亘り眞に名狀すべからざる艱苦に耐へて、曠古の聖戰に従ひ勇奮力闘世界の戰史に類例を絶するの偉勳を樹てつゝある。此の大事の奉公の爲め既に一切を君國に捧げ盡し今は靖國の神として永へに國の護と鎮らせ給ふ方も少くない。又或は傷つき或は病みつゝも猶再び起つて戰の庭に馳せ向はむことを期しつゝある人々も多い。武運芽出度く勳を樹て、一度歸還し郷に在つて更

に召さるゝ日の近からむことを希ふて銃後の務に怠なくいそしみ勵む人々もある。

惟ふに九千萬國民悉く皇軍將士と一つ心になつて御國の大事に仕へ奉り如何なる艱難をも突破して事件窮極の目的を達成し聖慮を安んじ奉らむが爲には敬神尊皇の至誠を以て總ての奉公の根本と致さねばならぬ。神に申し、神に誓ひ躬に行ふことに依りて始めて吾等凡下の者も神明の導を得て神慮に叶ふ正しき務を果すことを得るのである。克く久しきに亘り己が生涯を通じ更に兒孫の代に至るまで一貫して奉公に過なきを期し得るのである。一切の智慧も才覺も亦此の大本を誤らざるによつて始めて世を益し國に報ゆるの用を現はし得るのである。

二、敬神行事の實踐

八

敬神尊皇の行事は素より吾等國民日常實生活の總てに通ずる根本であるから之を實地に履み行ふについては時と處とに依り其の現はるゝ所様々なるべきは言ふを俟たぬ次第である。こゝに其の一々を盡して漏なきを期することは至難の業であるが茲には吾等の最も大切なりと考ふる數項を録して國民奉公の便りとするの微志を致したいと思ふ。唯時處の如何を問はず、前來述ぶる所の根本の心構を以て其の基とすべきことに變りはない次第であるから以下説いて盡し得ざる點については此の基本の上に立つて各方面の工夫と協力とに俟つて之を行ふべきものも極めて多かるべきを申し添へて置きたいと思ふ。

神宮の御事

申すも畏きことなれど皇祖天照皇大神の鎮まります神宮は皇御國の至高至尊の本つ宮にあらせられる。されば神宮を拜み奉ることは大君に仕へ奉り御國に仕へ奉る所以の基であること申すまでもない次第である。皇祖國を肇め給へる洪大無邊の御神慮を畏こみ奉ることこそは一切の奉公の第一根源であると申さねばならぬ。神宮參拜は申すに及ばず、神宮遙拜、家庭其の他の場所に於ける神宮大麻の奉齋等についてはすべて深く此の大義を畏みて至誠至忠常に苟くも懈ることなきを誓ひ奉らねばならぬ。

皇室の御事

上御一人の國を統へさせ給ふは畏くも現津御神として皇祖天照皇大神の大御心を親しく此の世に顯はさせ給ふに外ならぬ事我が大日本の尊嚴窮りなき御國體の眞髓である。此の大義は單なる理念の上のみに存するに非ずして現前の活きたる大事實である。宮中に行はせらるゝ諸の御祭儀、時々下し賜はる忝き御詔勅、御政務に御憩の間もなき至

九

尊の御日常等すべて此の畏くも尊き大事實として拜されぬはない次第である。

吾等此の神國に生を忝うする國民として自ら省みて毎日毎時の奉公に於て此の大義に仕へ奉る上に苟くも至らざることあらばそれは由々しき懈であると申さねばならぬ。此のことを心に深く辨へて事變一周年の本日下し賜へる御勅語を拜するとき吾等は克く此の重大時局下に於ける奉公の務に吾等の總てを捧げ奉るために明き清き直き眞の魂を振ひ起し得るのである。之ぞ現津御神にあらせらるゝ萬世一系の天皇を戴き奉る日本臣民の無上の仕合であると申さねばならぬ。是に於てか敬神と尊皇とは我國に於て一にして二ならざる所以を知るのである。吾等の宮城を拜し、鹵簿を拜し、御影を拜する時、又宮中御祭儀の日に身を處するとき必ず常に此の大義を肝に銘じて臣子の本分を盡すに過なきを期せねばならぬ。

靖國の御祀

靖國の御魂は國民奉公の至高至純の鑑にあらせらる。その御在世の時吾等の同胞たり吾等の肉親たりし靖國の神々の現はし給へる日本臣民奉公の尊き御範を仰ぎ畏み吾等も齊しく之に倣ひ奉らむことを堅く誓ひ奉るによりて吾等は盡くすることなき深き感激を以て臣子の本分に精進するを得るのである。されば東京に鎮座まします別格官幣社靖國神社は申すに及ばず、地方招魂社の御前、招魂祭、遙拜、慰靈祭等の時々には此の志を以て尊崇、報恩、祈誓の誠を捧ぐべきである。地方々々に於て其の地出身の靖國御祭神を奉祀すべき神社の制度につき其筋に於て詮議を進められつゝあるは誠に有りがたきことにして吾等是一日も速かに其のことの實現せられむことを祈るものであるが、其の實現を見るまでの間に於ても各市區町村に於ては氏神御境内其の他適當の場所に於て招魂遙拜等の祭に依り其地出身の靖國御祭神の御祭の普く行はれんことを切に希ふものである。而して其の御祭に當りては心からなる尊崇と共に必ず吾等も亦御祭神の御範を仰ぎ畏みて吾等の分を盡し奉公に身を捧げんことを誓ひ奉るべきである。此の誓を果し

行ふことによつて始めて神恩に報ひ神慮を安んじ奉ることが出来得る次第である。遙拜、默禱、戦歿英靈の公葬、御祭神遺族との交等總て事の靖國御祭神に關する限り此の誓の誠と其の實踐とを以て最も大切のことなりとせねばならぬ。

一般神社殊に氏神の御祀

官國幣社以下全國の神社殊に各地鎮守の吾等の氏神産土神等神明御照覽の下に其の御加護によりて國民各々其の生を營み其の分を盡すことは即ち神國日本の實體である。日本國民は其の信ずる宗教の何たるを問はず苟も此の敬神の大義に悖ることあつてはならぬ。全国各地十二萬の神社の御祭神は吾等國民奉公の誠を鑒はせ給ひ過り易き吾等を正しきに導き給ふ吾等の魂の本源であらせらるゝ。其の御前に額き拜み奉ることによりて吾等は心易く朗かに又過つことなく此の曠古の難局に於ても其の本分に精進することを得るのである。

此等神社の恒例の御祭の折々は素よりのこと銃後の護に於て夫々の廉ある場合例へば出征將兵を送るとき、戦歿者の出でたるとき、歸還將兵を迎ふるとき、現地慰問のとき遺家族の家業に力を添ふるとき、各種銃後施設に勤むるとき等廉ある時々には必ず打揃ひ神明の御前に奉告し祈誓するやう致したいものである。之によつて互に心を一にし居常邪を去つて正しき御奉公に力を協せ得る次第である。假令右の如き廉ある場合ならずとも毎月一度は例へば一日或は十五日といふが如き日を定めて神前に集ひ祈誓奉告の祭を執行して奉公の志を鞏くすることが大切である。

氏子崇敬者

各神社に於ける氏子崇敬者の團體は形の上に於て稍普及せられたかの觀はあるが、斯の如き國民奉公の實踐といふ見地から觀ると、今後の工夫努力に俟たねばならぬ點が尙多々あると思はれる。吾等は此の重大時局下に於て眞の意義ある氏子崇敬者團體の活動

の基礎の確立せられるに至らむことを、切に希ふものである。神の御前に額き誓ひ奉ることは銃後國民のみならず出征並歸郷の皇軍將兵各位に取りても共に等しく最も大切なことである。前線銃後を通じ共に等しく御神慮を體して奉公の誠を效すことに依りて吾等は億兆一心國體の精華を實に現はすことが出來得る次第である。

學校青年團等教育機關に於ける敬神

學校青年團等各種の教育機關に於て近時敬神尊皇の行事漸く普及し來れることは洵に慶ぶべき現象であるが吾等は今後尙此の方面に於て一層力を致さねばならぬもの存することを指摘したいと思ふ。例へば神社に於ける學生、生徒、兒童團員等の祈誓奉告の祭儀の一層の嚴修、それ等施設に於ける神棚の奉齋、神宮、宮城、靖國神社氏神の參拜又は遙拜、それ等の施設出身の靖國祭神の祭儀の執行等は其の行事の重なるものであると思ふ。就中中等學校以上高等専門の諸學校に於ては從來此の種行事の十分行はれざり

しもの頗る多かりしやの憾があると思はれるに付てはそれ等の方面に於ては今後特に意を用ゐて工夫施設する要ありと考ふる次第である。

工場鑛山會社商店其の他の職場に於ける敬神

此等の諸事業に於ては従前より神社參拜、邸内神祠又は神棚の奉齋等の行はれ來れるもの必ずしも鮮しとせぬのであるが今後は一層その普及徹底に力むると共に夫等の行事が正しき趣意に基き正しき形に於て行はるゝやう留意せねばならぬ。即ちそれ等職場に於ける各般の事業は業主従業員一致の奉公に依り、國に報い世を益することを以て第一の本旨とするものなることを辨へ、やゝもすれば各自の利慾に趨らんとするが如き過に陥らざる様深く意を用ゐることが大切である。あらゆる營みの業は必ずや齋穗の御神勅大嘗祭の御儀に於て示され給へる大義を遵奉して我國體の本然に悖ることなきを期せねばならぬ。祭祀も神拜も此の大義を現はさむことを旨として業主従業員齋しく祈誓の誠

を致すに依り始めて過を匡して眞の美はしき繁榮を期し得るに至るのである。

一六

家庭の敬神

家庭は國家の基礎でありその縮圖である。されば家庭に於ける一切の活動がすべて神祇を畏み其の照覽の下に行はるゝことによりて其の家は家として我國體の本義に違ひ過を去つて正しきに就き和氣靄々の裡に家門の繁昌を齎らし家長も家族も盡く其の分々に應じて君國に仕へ奉ることを得るのである。家内の神棚に畏くも天照皇大神を始め奉り天神地祇を奉齋してそこに祈誓奉告の誠を效すことはいづれの家庭も怠つてならぬ日本國民濟家の日常要義であると共に氏神を崇め之に詣て之に仕へ奉り、家庭に於ける廉々の事は氏神の御前に申して其の照鑒を仰ぎ奉ること我國民生活の直く正しからむことを期する爲に怠るべからざることである。教養ありとせらるゝ人々の家庭に於て稍もすれば此等のことの等閑にせらるゝやの傾あるは洵に慨しき極である。苟も日本國民たるも

のはその信ずる宗教の如何に拘らず共に等しく相警め相携へて家庭祭祀を履修實踐することに依り臣子の本分を盡すに於て誤なきを期せねばならぬ。

以上各般の敬神行事は初にも言へるが如く今日の重大時局に於て前線銃後共に同心一體となつて奉公の實を擧げ事變窮極の目的を達成して以て聖慮を安んじ國に報い奉る所以の根本要道である。時局下に於ける一切の施設經營悉く此の道を本とすることによりて始めて神國日本の眞姿を顯現することを得る次第である。平戦いづれの時たるを問はず此の道を履み行ふに於て謬なきとき皇國は御神勅のまに／＼窮りなき榮を現はすのである。曠古の重大時局に奉公の務を擔へる吾等國民は正に今日に於て此の大道を遵奉するに渾身の誠を效すべき秋であることを鞏く覺悟せねばならぬ。

昭和十三年七月七日 吉田 茂謹述

昭和十三年七月廿二日印刷
昭和十三年七月廿七日發行

東京市澁谷區若木町十一番地全國神職會館內

著作兼發行者 敬神奉公會

右代表者 吉田茂

東京市豐島區高田南町一ノ三五七

印刷者 正木家

東京市澁谷區若木町十一番地全國神職會館內

發行所 敬神奉公會假事務所

終

